

小竹町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 小竹町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成24年度	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	30.9	流域下水道等への 接続の有無	有
処 理 区 数	1 処理区 (遠賀川中流処理区 (小竹町))		
処 理 場 数	なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	本町は当初より遠賀川中流流域下水道に属する流域関連公共下水道として事業を行っており、遠賀川中流浄化センターにおいて、福岡県と近隣の2市とともに汚水処理を行っている。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	上水道の使用量に基づき算定しており、1m ³ あたり190円(税抜)				
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当なし				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,990 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,933 円
	平成26年度	3,990 円		平成26年度	3,977 円
	平成27年度	4,100 円		平成27年度	4,052 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	上下水道課は上水道、公共下水道及び農業集落排水を所管としている。公共下水道事業及び農業集落排水事業を担当している上下水道課下水道係には5名の職員が在籍している。
事業運営組織	平成18年度までは下水道部門は税務住民課所属であったが、平成19年度より上水道部門と一緒に上下水道課所属となった。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	該当なし
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙のとおり

2. 経営の基本方針

本町の流域関連公共下水道事業は平成16年度に着手し、平成24年度に供用を開始している。全体計画区域286ha、現事業計画区域59.6haに対して、平成27年度末の整備率はそれぞれ6.9%、33.6%であり、今後も幹線整備及び面整備を進めて参ります。

公共下水道事業は、公共用水域の水質保全、生活環境の改善といった快適な市民生活のために必要不可欠なものであり、今後も安定したサービスを提供し続けるとともに、公平性の観点からも未普及地区への下水道整備を早急に行わなければなりません。これらのことから、以下の2点を基本方針として取り組んで参ります。

- ① 未普及地区への整備促進
 - ・ 厳しい財政状況ではありますが、コスト削減に努めるとともに戦略的な視点を持って整備区域や整備手法の検討を行います。
- ② 下水道事業の健全経営
 - ・ 経営状況を注視し、必要に応じ使用料の見直しを行い適正化を図ります。
 - ・ 企業会計への移行を見据えた経営状況の見える化に努めます。
 - ・ 未接続対策を計画性を持って行います。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

平成27年度に実施した汚水処理構想の見直しにおいて、遠賀川右岸の御徳地区約6haを計画区域から除外、遠賀川左岸の勝野2地区の約5haを新たに計画区域へ追加することとしました。平成28年度から都市計画変更の手続きを行い、平成29年度に事業計画変更の手続きが完了する予定です。

また、平成28年度に下水道ストックマネジメント計画を作成し、施設の調査点検を計画的に実施すると共に、効率的で経済的な改築更新の実施につなげて参ります。

② 収支計画のうち財源についての説明

使用料収入については、将来予測される有収水量を基に収納額を予測しています。
受益者負担金については、歳入の前年度に供用開始となる世帯数を集計し、実績を基に収納額を予測しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・ 職員給与費については、職員数が5名となった平成27年度以降の額をもとに推計しました。
- ・ 委託費については、今後早期の更なる削減は考えられないことから、実績ベースにより計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本町は、遠賀川中流流域下水道に属する流域関連公共下水道として事業実施しており、既に広域化が図れている状況である。県、流域構成市町等と引き続き効率的な維持管理に努め経費削減を図っていく。 また、更なる効率化を図るため遠賀川下流域下水道、あるいは北九州都市圏域レベルでの広域連携を目指し、関係機関と協議中である。
投資の平準化に関する事項	下水道ストックマネジメント計画に基づいた効率的な整備及び改築更新を行い、投資の平準化に努める。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	事業が小規模のため、現時点では検討していない。
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	供用開始から間もないため、下水道使用料を見直す段階には現時点では至っていない。今後は経営状況を勘案しながら、必要に応じて使用料の見直しを検討する。
資産活用による収入増加の取組について	流域関連公共下水道であるため、活用できる資産を所有していない。
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	事業が小規模のため、現時点では検討していない。
職員給与費に関する事項	現在も少人数体制で事業を運営しているため、大幅な削減は難しい。
動力費に関する事項	本町で処理場を有していないので、動力費の使用実績なし。
薬品費に関する事項	本町で処理場を有していないので、薬品費の使用実績なし。
修繕費に関する事項	下水道ストックマネジメント計画に基づいた施設の改築更新を計画しているが、施設が新しいため計画期間内において大規模な修繕は想定していない。
委託費に関する事項	台帳管理・料金システムが大半を占めているので、大幅な削減は難しい。
その他の取組	該当なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理を行い、3～5年ごとに見直しを行う。
---------------------	---------------------------

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 見 込	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	84,192	105,394	105,609	85,142	83,642	92,642	100,642	106,642	112,642	118,642	124,642	130,642		
		(1) 営 業 収 益 (B)	3,379	3,924	4,430	5,519	29,019	38,019	46,019	52,019	58,019	64,019	70,019	76,019	
		ア 料 金 収 入	3,253	3,841	4,411	5,500	29,000	38,000	46,000	52,000	58,000	64,000	70,000	76,000	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	126	83	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	
		(2) 営 業 外 収 益	80,813	101,470	101,179	79,623	54,623	54,623	54,623	54,623	54,623	54,623	54,623	54,623	
		ア 他 会 計 繰 入 金	77,406	94,847	96,556	75,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
	イ そ の 他	3,407	6,623	4,623	4,623	4,623	4,623	4,623	4,623	4,623	4,623	4,623	4,623		
	2 総 費 用 (D)	69,046	76,650	74,875	68,354	72,761	79,155	62,137	83,199	85,223	89,023	92,623	96,223		
		(1) 営 業 費 用	52,482	59,221	54,933	48,171	51,578	56,472	37,954	57,516	58,040	60,340	64,540		
		ア 職 員 給 与 費	19,024	19,674	17,578	19,884	19,040	19,040		19,040	19,040	19,040	19,040		
		うち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	33,458	39,547	37,355	28,287	32,538	37,432	37,954	38,476	39,000	41,300	43,400		
		(2) 営 業 外 費 用	16,564	17,429	19,942	20,183	21,183	22,683	24,183	25,683	27,183	28,683	30,183		
ア 支 払 利 息		16,564	17,429	19,942	20,183	21,183	22,683	24,183	25,683	27,183	28,683	30,183			
うち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	15,146	28,744	30,734	16,788	10,881	13,487	38,505	23,443	27,419	29,619	32,019	34,419			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	269,486	161,524	387,214	270,626	391,155	391,549	388,571	387,593	386,617	389,417	392,017	394,617		
		(1) 地 方 債	117,300	81,700	220,991	165,700	245,100	245,100	245,100	245,100	245,100	245,100	245,100		
		うち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	33,906	9,749	47,840	23,255	10,155	10,549	7,571	6,593	5,617	8,417	11,017		
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	107,158	69,519	118,291	80,000	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200	128,200		
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他	11,122	556	92	1,671	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700			
	2 資 本 的 支 出 (G)	272,360	199,608	407,462	300,832	402,036	405,036	408,036	411,036	414,036	419,036	424,036	429,036		
		(1) 建 設 改 良 費	253,226	177,383	384,330	272,265	370,469	370,469	370,469	370,469	370,469	370,469	370,469		
		うち 職 員 給 与 費	13,111	13,755	13,398	13,613	13,469	13,469	13,469	13,469	13,469	13,469	13,469		
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	19,134	22,225	23,132	28,567	31,567	34,567	37,567	40,567	43,567	48,567	53,567		
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 2,874	△ 38,084	△ 20,248	△ 30,206	△ 10,881	△ 13,487	△ 19,465	△ 23,443	△ 27,419	△ 29,619	△ 32,019	△ 34,419			

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見 込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	12,272	△ 9,340	10,486	△ 13,418			19,040					
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)		12,272	2,932	13,418								
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	12,272	2,932	13,418				19,040					
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	12,272	2,932	13,418									
実 質 収 支	黒 字 (P)												
(N)-(O)	赤 字 (Q)												
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	95	107	108	88	80	81	101	86	87	86	85	84
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	3,379	3,924	4,430	5,519	29,019	38,019	46,019	52,019	58,019	64,019	70,019	76,019
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	1,021,130	1,071,604	1,269,463	1,406,596	1,620,129	1,830,662	2,038,195	2,242,728	2,444,261	2,640,794	2,832,327	3,018,860

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見 込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
収益的収支分		77,406	94,847	96,556	75,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
うち基準内繰入金		17,849	30,687	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
うち基準外繰入金		59,557	64,160	66,556	45,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
資本的収支分		33,906	9,749	47,840	23,255	10,155	10,549	7,571	6,593	5,617	8,417	11,017	13,617
うち基準内繰入金		6,548	6,834	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	5,617	6,000	6,000	6,000
うち基準外繰入金		27,358	2,915	41,840	17,255	4,155	4,549	1,571	593		2,417	5,017	7,617
合 計		111,312	104,596	144,396	98,255	60,155	60,549	57,571	56,593	55,617	58,417	61,017	63,617

経営比較分析表

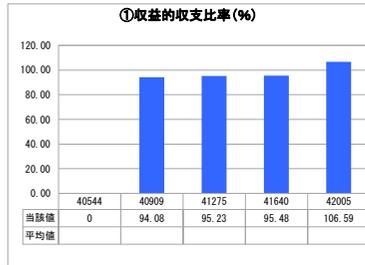
福岡県 小竹町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	6.88	100.00
			1か月20㎡当たり家産料金(円)
			4,100

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
8,158	14.18	575.32
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
556	0.17	3,270.59

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

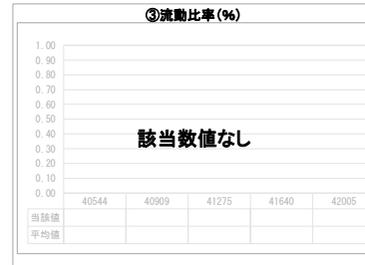
1. 経営の健全性・効率性



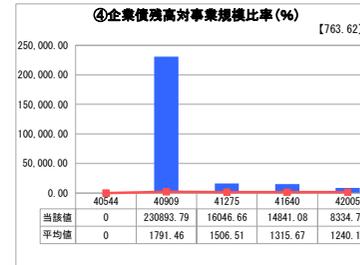
「単年度の収支」



「累積欠損」



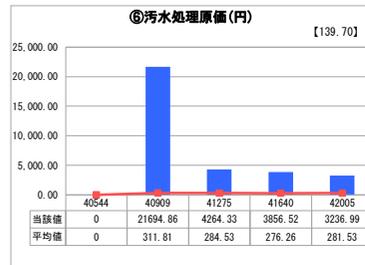
「支払能力」



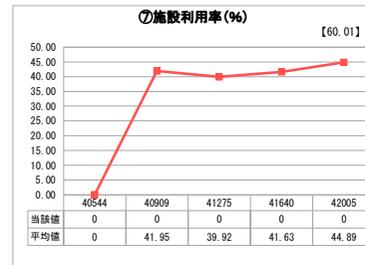
「債務残高」



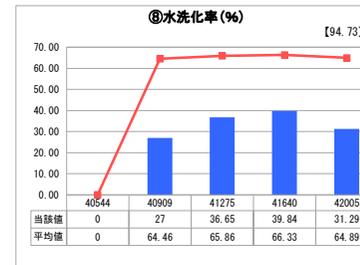
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

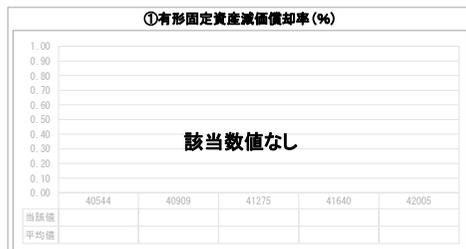


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

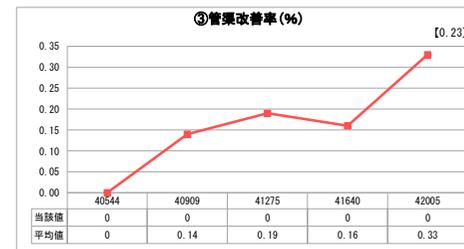
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①料金収入の増に伴い、H27で初めて100%を上回った。今後も更なる料金収入の増に努める。
 ②平成24年度中途での供用開始が影響し、当該年度は高い数値であるが、料金収入の増に伴い改善傾向にある。
 ③類似団体と比較して低い数値であるが、水洗化率の向上に伴い改善傾向にある。また、整備途中であり、急激な改善は見込めない。
 ④平成24年度中途での供用開始が影響し、当該年度は高い数値であるが、料金収入の増に伴い改善傾向にある。
 ⑤類似団体と比較して低い数値である。改善のために、更なる普及に努める。

2. 老朽化の状況について

老朽管がなく、法定耐用年数が経過するまで期間があるため、計画的な更新の時期は未定である。

全体総括

整備途中であり普及率が低いため、類似団体と比較すると改善すべき項目は多い。今後は普及を進めていき、数値の改善に努めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。